

# 青森市浪岡体育館使用許可申請書

年 月 日

青森市浪岡体育館指定管理者  
浪岡青い森スポーツ協議会会長 様

申請者 団体名

住所

氏名

電話

使用目的 (大会名等)		使用種別	スポーツ、催物、興行、その他 ( )			
使用内容	1 体育を目的としたもの 2 その他のもの	入場料等の 徴収の有無	有( )円 無			
使用予定人員	選手関係 人	観覧者	人			
使用責任者名		連絡先	☎			
使用日時	月 日 時 分から 月 日 時 分まで					
使用場所	本館 [・全館 ・アリーナA ・アリーナB ・会議室 ・ステージ ]					
	別館 [・トレーニングルーム ・柔道場 ・卓球場(1)<全面・1/2> ・卓球場(2)<全面・1/2> ]					
使用附属 設備等	本館・照明	時 分 ~ 時 分	暖房	時 分 ~ 時 分		
	別館・照明	時 分 ~ 時 分	机( 台)	時 分 ~ 時 分		
	放送	時 分 ~ 時 分	椅子( 脚)	時 分 ~ 時 分		
特別設備等	有・無	設備名( )	フロアシート	時 分 ~ 時 分		
利用料金	本館・別館	円	暖房	円	特殊電源装置	円
	照明 灯	円	設備	円	合計	円
備考						

## 青森市浪岡体育館使用許可書

上記申請については、下記の許可条件を付し許可します。

第 号

年 月 日

青森市浪岡体育館指定管理者  
浪岡青い森スポーツ協議会会長

### —許可条件—

- この許可書は、体育館を使用する前に事務室受付けに提示してください。
- 体育館の使用の権利は、他人に譲渡し、又は転貸することはできません。
- 既に納めた利用料金は、条例に定める場合以外は、お返しできません。
- 準備及び後始末は、許可された時間内に使用者側で行ってください。
- 催し物に使用する場合は、プログラム等を提出し必要な事項を事前に係員と打ち合わせをしてください。
- 体育館内外の秩序保持のため、必要な整理員を配置してください。
- 建物及び附属設備等を損傷し、汚損し、又は紛失したときは、何人の行為であっても、使用者がその損害を賠償しなければならない。
- 騒音、怒声を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかける行為をさせないでください。
- 体育館内は、土足厳禁ですから、必ず室内用シューズ又はスリッパをご持参ください。
- 体育館及び附属設備等の使用に当たっては、すべての職員の指示に従ってください。